

平成 28 年 度 第 3 回

宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

会 議 次 第

日 時 平成 29 年 2 月 16 日 (木)
午後 4 時 30 分～

会 場 宇都宮市役所 1 4 階
1 4 D 会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の選出

3 議 事

(1) 報告事項

- ・ 報告第 1 号 国民健康保険税軽減判定所得基準額の見直しについて
- ・ 報告第 2 号 平成 29 年度 国民健康保険特別会計当初予算 (案) の概要について

4 その他

5 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	中塚 英範	市議会議員
	黒子 英明	〃
	齋藤 健吾	宇都宮商工会議所 青年部 理事
	森田 陽子	〃 女性部 副会長
	大森 澄雄	市農業委員会 会長職務代理者
	大根田 博章	公募委員
	山口 弘一	〃
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師代	片山 辰郎	市医師会会長
	吉田 良二	市医師会副会長
	齋藤 公司	〃
	金子 達	〃
	北條 茂男	市歯科医師会会長
	赤沼 岩男	市歯科医師会副会長
	廣田 孝之	市薬剤師会理事
第3号委員 公益代表	村田 雅彦	市議会議員
	金崎 芙美子	〃
	◎塚田 典功	〃
	○大貫 隆久	市社会福祉協議会 副会長
	檜山 和子	市民生委員児童委員協議会会長
	上野 元子	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会委員
	笹川 陽子	宇都宮共和大 専任講師
第4号委員 被用者保険等 被保険者代表	栗田 昭治	全国健康保険協会 栃木支部 支部長
	郷 孝夫	栃木県市町村職員共済組合 栃木事務局長
	関川 隆雄	富士重工業健康保険組合 宇都宮支部事務局長

◎:会長

○:会長職務代理者

事務局名簿

氏 名	役 職
本 橋 道 正	保健福祉部長
酒 井 典 久	保健福祉部次長
大 島 誠 司	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
橋 本 一 守	保健福祉部保険年金課長 ※ 1
小 林 正 典	保健福祉部保険年金課長補佐
石 井 三 士	保険年金課管理グループ係長
伊 澤 喜 市	保険年金課国保給付グループ係長
中 村 昇	保険年金課国保税グループ係長
小 林 靖	保険年金課収納グループ係長
阿久津 孝夫	保険年金課滞納整理グループ係長
関 本 耕 司	保険年金課管理グループ総括 ※ 2
小井川 雅美	保険年金課国保給付グループ総括
高 賀 茂 泉	保険年金課国保税グループ総括
岩 崎 豊 弘	保険年金課収納グループ総括
大 山 剛	保険年金課滞納整理グループ総括
新 田 恭 久	保険年金課管理グループ主任
篠 原 順 子	保健福祉部健康増進課長
齋 藤 順 子	健康増進課健康づくりグループ係長
岡 田 美 穂 子	健康増進課健康診査グループ係長

※ 1 書記長

※ 2 書記

国民健康保険税軽減判定所得基準額の見直しについて

1 平成29年度税制改正

国民健康保険税の課税の内容を含む「平成29年度税制改正大綱」が平成28年12月22日に閣議決定され、今後、地方税法及び地方税法施行令の改正・施行が見込まれる。

この税制改正に伴い、平成29年度以降の国民健康保険税の課税に係る制度が以下のとおり変更となる。

2 軽減判定所得基準額の見直し

(1) 目的

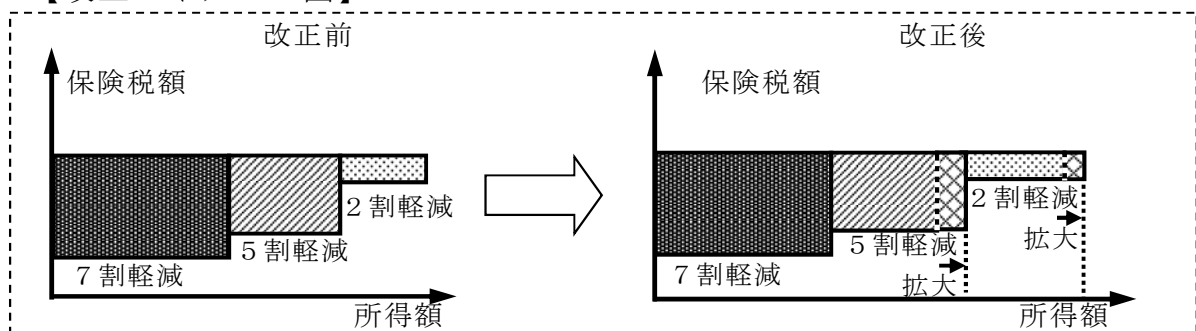
軽減対象者が軽減から外れないようにするため、経済動向等を踏まえ、低所得者の応益分（均等割及び平等割）の軽減のうち5割軽減・2割軽減の判定の際の所得基準を引き上げる。

(2) 内容

〔軽減判定基準〕

軽減区分	改正前（現行）	改正後
7割軽減	33万円	33万円（変更なし）
5割軽減	33万円 + 26.5 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	33万円 + 27 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
2割軽減	33万円 + 48 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	33万円 + 49 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

【改正のイメージ図】



【本市の対応】

地方税法等の改正後、平成29年3月末までに条例改正を行い、平成29年度の国民健康保険税課税分から適用する予定。

※ 地方税法等の一部改正は平成29年3月末日までに決定・公布される見込みであるため、平成29年度の国民健康保険税の賦課期日である4月1日以前の3月末日までに本市の条例改正を行う必要があるため。

平成29年度国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要について

【歳出】

(単位：百万円)

項目	平成29年度 予算案	前年度予算	前年比	摘 要
総務費 ・職員給与費 ・一般事務費 保険給付、資格管理等に要する経費 ・賦課徴収費 保険税の賦課、徴収に要する経費 など	712	643	69	【主な増減理由】制度改正に係る、国民健康保険システム改修委託料の増 【医療費の適正化策（一般事務費）】*1 ・レセプト点検の推進 電子データを活用した効果的・効率的な点検の実施 ・各種健康づくり情報等の提供 国保だよりの発行（特定健康診査、かかりつけ医、歯周病予防等）など 【保険税の収納率向上策（賦課徴収費）】*2 ・口座振替の加入促進 ペイジー口座振替受付サービスの活用、口座振替キャンペーンの実施 ・納税環境の整備 ペイジー納付・コンビニ納付による利便性の確保 ・滞納処分の強化 収納体制の強化（収納事務嘱託員の増：5名⇒6名） 財産調査の徹底、差押の早期化、搜索・公売の実施 など
*1 29年度医療費適正化策目標値 …①対前年比1人あたり医療費増加率2.25%、 ②対25年度比医療費総額増加率13.18% *2 29年度保険税収納率向上策目標値…①現年度収納率89.5%				
保険給付費 <医療給付費> ・療養給付費 治療費用のうち、自己負担を除いた分を給付 ・高額療養費 被保険者の自己負担上限額超過分を支給 など <その他> ・出産育児一時金 被保険者出産時に、1人当たり42万円を支給 ・葬 祭 費 被保険者死亡時に、1人当たり5万円を支給 など	35,056	35,327	△ 271	【主な増減理由】被保険者数の減に伴う医療給付費の減 ・医療給付費＝「1人あたり医療給付費 ①」×「見込被保険者数 ②」により算出 ①のうち、主なものとして1人あたり療養給付費 29年度：244,924円 +8,430円※前年比（以下同） ②被保険者数 29年度：124,000人 △5,400人
後期高齢者支援金等 後期高齢者医療制度に対する支援金	7,234	7,495	△ 261	【主な増減理由】後期高齢者支援金においては、概算分、精算分の減に伴う減。介護納付金においては、概算分の減に伴う減 ・後期高齢者支援金・介護納付金＝①当該年度概算分＋②前々年度精算分 後期高齢者支援金 ①29年度概算分：7,730百万円 △117百万円 ②27年度精算分：△496百万円 △144百万円 介護納付金 ①29年度概算分：2,973百万円 △ 62百万円 ②27年度精算分：△278百万円 + 12百万円
介護納付金 介護保険制度に対する納付金	2,695	2,745	△ 50	
共同事業拠出金 県内市町で共同実施している再保険制度への拠出金 ・高額医療費共同事業 1件80万円を超える医療費を対象 ・保険財政共同安定化事業 1件1円以上80万円までの医療費を対象	14,760	14,008	752	【主な増減理由】国保連合会からの通知に基づく増
保健事業費 ・特定健康診査・特定保健指導事業 ・ヘルスプランうつのみや事業 糖尿病重症化予防、重複・多受診者の適正受診に向けた保健指導 ・人間ドック・脳ドック受診補助 1人当たり1万円を補助 ・医療費通知 ・ジェネリック医薬品の普及促進 など	305	335	△ 30	【主な増減理由】被保険者数の減に伴う特定健康診査・特定保健指導事業費の減 【医療費の適正化策（保健事業費）】*1 ・特定健康診査・特定保健指導の推進 通知や電話による未受診者勧奨の充実、地区巡回健診の実施 ・ヘルスプランうつのみや事業の推進 糖尿病重症化予防のため文書・電話訪問・健診結果相談会などを活用した保健指導の実施 ・ジェネリック医薬品の更なる普及促進 ジェネリック医薬品差額通知の送付、「ジェネリック医薬品希望シール」などによる周知啓発 など 【健康づくり関連事業（一般会計予算）】（参考） ・健康ポイント事業 健康ポイント事業の導入に向けた実証事業の実施 ・がん検診受診勧奨 無料クーポン券等の発送 ・職域保健との連携 働く人の健康づくり講演会や事業所における健康づくりを促進するための健康講座の実施 事業主等を対象とした健康情報（受動喫煙防止・かかりつけ医を持つことの重要性等）の提供 ・歯・口腔の健康づくりの推進 歯科健診（歯周病健診）、訪問歯科診療支援、歯と口腔の健康教育 ・地域における健康づくり活動の実践 健康づくり・食生活改善推進員養成講座及び全体研修会の実施 ・食育の推進 出前講座等 など
その他 保険税還付金、還付加算金 など	96	75	21	
計	60,858	60,628	230	

【歳入】

(単位：百万円)

項目							平成29年度 予算案	前年度予算	前年比	摘 要
国民健康保険税							12,156	12,249	△ 93	<p>〔主な増減理由〕被保険者数等の減に伴う現年度分税収の減</p> <p>・保険税収＝「見込課税額（世帯の総所得金額①，見込被保険者数②，見込世帯数③等を基に算出）」×「見込収納率④」</p> <p>①29年度の所得水準 28年度当初課税時の所得水準を準用 ②被保険者数 29年度：124,000人 △5,400人 ③世帯数 29年度：75,000世帯 △1,600世帯 ④現年度分収納率 29年度： 89.5% +0.7ポイント</p> <p>【保険税の収納率向上策】（再掲）</p> <p>・口座振替の加入促進 ペイジー口座振替受付サービスの活用，口座振替キャンペーンの実施 ・納税環境の整備 ペイジー納付・コンビニ納付による利便性の確保 ・滞納処分の強化 収納体制の強化（収納事務嘱託員の増：5名⇒6名） 財産調査の徹底，差押の早期化，捜索・公売の実施 など</p>
【税率等】										
	所得割	均等割	平等割	課税限度額（29年度より改正）						
				28年度	29年度	差				
医療費分	6.36%	25,900円	19,000円	520,000円	540,000円	+20,000円				
後期高齢者支援金分	2.55%	9,800円	7,200円	170,000円	190,000円	+20,000円				
介護納付金分	2.07%	10,500円	6,400円	160,000円	160,000円	0円				
			合計	850,000円	890,000円	+40,000円				
国県支出金							15,077	15,196	△ 119	<p>〔主な増減理由〕一般被保険者の医療給付費等の減に伴う減</p> <p>・「（歳出の一般被保険者分医療給付費＋後期高齢者支援金＋介護納付金等）－（歳入の保険基盤安定繰入金の1/2＋前期高齢者交付金）」×「補助率①」</p> <p>※一般被保険者数 29年度：121,100人 △4,200人 ①療養給付費等負担金：32%，財政調整交付金：国9%・県9%の計50% 療養給付費等負担金 29年度：9,111百万円 △159百万円 財政調整交付金（国） 29年度：2,581百万円 △ 2百万円 財政調整交付金（県） 29年度：2,584百万円 △ 40百万円 ②その他（高額共同事業など） 29年度： 801百万円 + 82百万円</p>
<ul style="list-style-type: none"> 療養給付費等負担金（国） 一般被保険者医療給付費等の32%相当額 財政調整交付金（国） 一般被保険者医療給付費等の9%相当額 財政調整交付金（県） 一般被保険者医療給付費等の9%相当額 高額医療費共同事業負担金（国，県） 高額医療費共同事業医療費拠出金の1/4 など 										
療養給付費等交付金 退職被保険者分の医療給付費等に係る交付金							879	1,325	△ 446	<p>〔主な増減理由〕退職被保険者の医療給付費等の減に伴う減</p> <p>・「歳出の退職被保険者分医療給付費等」－「歳入の退職被保険者分保険税収等」</p> <p>※退職被保険者数 29年度：2,900人 △1,200人</p>
前期高齢者交付金 前期高齢者の財政調整制度に係る交付金							12,786	12,712	74	<p>〔主な増減理由〕本市国保における前期高齢者加入率の増に伴う増</p> <p>・本市国保の前期高齢者加入率 29年度：38.68% +1.66ポイント</p>
共同事業交付金 県内市町で共同実施している再保険制度からの交付金							14,758	14,006	752	<p>〔主な増減理由〕国保連合会からの通知に基づく増</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額医療費共同事業 1件80万円を超える医療費を対象 保険財政共同安定化事業 1件1円以上80万円までの医療費を対象
<ul style="list-style-type: none"> 高額医療費共同事業 1件80万円を超える医療費を対象 保険財政共同安定化事業 1件1円以上80万円までの医療費を対象 										
繰入金							5,061	4,981	80	<p>〈法定の繰入〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険基盤安定繰入金 29年度：2,363百万円 △111百万円 その他一般会計繰入金 29年度：1,100百万円 △ 40百万円 <p>〈法定外の繰入〉</p> <ul style="list-style-type: none"> その他一般会計繰入金 29年度：1,598百万円 +231百万円
<p>〈法定の繰入〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険基盤安定繰入金 保険税軽減に対する県・市からの補填（保険税軽減分），保険税軽減対象の低所得者数に応じた国・県・市からの補填（保険者支援分） その他一般会計繰入金 事務費関係（職員給与費，事務費分） など <p>〈法定外の繰入〉</p> <ul style="list-style-type: none"> その他一般会計繰入金 市の福祉施策によるもの（医療費の現物給付実施による国庫補助減額分など），国の医療保険制度改革や無所得者が多いといった国保制度の構造的な問題などによる財政負担に対応するための繰入（特定健康診査・特定保健指導費，失業者の保険税軽減分，滞納率の高い無所得者の保険税滞納相当分など） 										
その他 延滞金，第三者納付金 など							141	159	△ 18	
計							60,858	60,628	230	

栃木県糖尿病重症化予防プログラムについて

H28. 12. 20 栃木県保健福祉部

1 プログラムの趣旨

- (1) 保険者による糖尿病重症化予防の取組を推進するため、県は一般社団法人栃木県医師会及び栃木県保険者協議会と協働して、県内全ての保険者が実施可能な標準的な取組を示すプログラムを策定した。
- (2) 保険者が、従来の特定健診・特定保健指導に加え、健診データやレセプトデータを活用した対象者の抽出やかかりつけ医と連携した保健指導等を行うことにより、生活習慣の改善や医療機関での治療に結びつけ、糖尿病発症や重症化、人工透析への移行を防止する。

2 本県プログラムの特徴

- (1) 国や他県は「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定しているが、本県は糖尿病境界域や発症段階の者も対象とした「糖尿病重症化予防プログラム」とした。
プログラム策定県：埼玉県、長野県、広島県
- (2) 県内全ての保険者に普及させることを目指す。

3 プログラムの概要

対象者	糖尿病境界域段階の者	糖尿病重症化及び腎症重症化予防段階の者のうち未治療者 糖尿病治療中断者	糖尿病性腎症重症化予防段階の者
介入方法	情報提供	受診勧奨	保健指導
保険者による取組内容	・リーフレット（糖尿病の基礎知識、合併症の危険性、かかりつけ医との健診結果の共有、生活習慣の改善方法、特定健診の継続受診等）の配付や健診結果説明会等	・対象者に手紙の送付、電話、面接、訪問等により受診勧奨 ・2～3か月後、レセプトを活用して糖尿病受療歴を確認 ・レセプトで受療歴がない場合には、再度受診勧奨	・対象者からは「参加同意書」、かかりつけ医からは「保健指導指示書」を取得 ・かかりつけ医の指示のもと、食事、運動指導を実施 ・実施期間の目安は6か月間 ・保健指導終了後、「実施報告書」によりかかりつけ医に報告

4 スケジュール

- ・ H28. 12. 20 開催の栃木県糖尿病予防推進協議会で了承を得て決定
- ・ 準備が整った保険者から取組開始

プログラムイメージ図

